

## 2002年7月5日付日経記事に関する複写権問題対策委員会見解等

## 1. 管理団体が企業に要請しているのは「現状の複写使用料の引上げ」ではありません。

(株)学術著作権システム(ACCS 学著協)と(株)日本著作出版権管理システムが各企業に要請しているのは値上げではありません。これまで国内に徴収取り扱い機関がなかったアメリカCCC管理著作物への複写使用料(ACCS)と、構造的不備により実効ある徴収がされていなかった一部国内出版物の複写使用料(JCLS)について、新たに徴収するシステムをつくったので、支払い契約を締結するようにと要請しているのです。

現在、日本複写権センター(JRRC)と1ページ2円の包括許諾契約をしているものについての許諾はそのままの条件で生きています。(例：学著協管理国内学協会出版物の内部利用のための複写)

## 2. 問題視しているのは価格の適正さと困難な処理を伴う契約方法です。

複写使用料は、その円滑な流通を阻害しない適正な価格として設定される必要があります。また管理団体は契約締結にあたって、「一定期間の全社(全事業場)における全数調査」とこれに基づく包括許諾を唱えています。この調査にかかる労力とコストの負担は相当なものになります。

また、日薬連の「文献複写問題に関するワーキングチーム」との話し合いで管理団体は実態が分からないと話し合いもできないと主張しており、日薬連加盟の一部企業が実態調査に協力しています。

## 3. ACCSとJCLSの主張は同じではありません。

ACCSが行おうとしているのはアメリカCCC管理著作物と学著協管理の学会出版物に対する複写権処理です。JCLSが主張しているのは国内の一部STM(科学・技術・医学)系出版社の指し値による複写権使用料設定であり。実際には相関関係さえ証明されていない複写による逸失利益の補償です。記事では両社を同等に扱っていますが、管理著作物の複写利用実績はまちまちであり、著作物の価値評価もばらばらです。

## その他複写権問題理解のための補足

## 補足1 日本複写権センター(JRRC)の在り方が問われています。

JRRCは国際的に認められている我が国の複写権処理の公式代表機関です。

JRRC主導のもとに制度を整えるべきであるという点に関しては、ACCSとJCLSだけでなく、JRRC自身も同意しています。

現在の複写権問題において解決策を講じるための最大の障害は、1ページ2円という単一価格体制にあるとされていますが、JRRCを構成する3団体の間で意見調整の見通しが立たない状況にあります。

## 補足2 文化庁の見解では日本経団連は利用者の代表とされています。

JRRC設立時には利用者代表として権利者団体との交渉に機能した経団連ですが、最近では積極的な動きは見せていません。昨年施行された著作権等管理事業法には、指定管理事業者は利用者代表の求めがあれば、使用料規定について協議を行わなければならないと規定しています。

## 補足3 文化庁の出番は？

著作権等管理事業法の定めによって、一つの分野で複数の団体が著作権管理事業を行うことが可能となりました。この法律では、管理事業者の使用料規程概要の公開を義務づけ、利用者の意見聴取に努めるよう謳っています。また、管理事業者と利用者との間の意見の相違は、管理事業者と利用者との話し合いで解決すべきであるとされています。

文化庁では、著作権は私権であり、私権上の問題は権利者と利用者との間の契約が最優先されるものなので、国が命令するといった筋合いのものではない、と説明しています。

ただし、指定管理事業者と利用者の協議が整わない場合には、文化庁は使用料規程の実施禁止期間を設けることになっています。なお、現行の著作権法第105条 111条では紛争処理の場合の斡旋について規程されていますが、強制力はありません。